「新時代ふるさと創生特区」

自治体 未定 特区ビジネスコンサルティング

■概要

その1 「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ

新規提案

- ・ 「**ふるさと選挙」で市外人材も参画** ふるさと納税者に地方参政権を与え、市外で活躍する人材の経験・知恵を地 方行政に活用する。
- ・ 「若者クオータ」の設定 市議会の被選挙権年齢を20歳に引下げ、若者用の議席枠(クオータ)を設 ける。
- ・ 教員の特別免許制度の弾力的運用 特別免許の付与権限を県から市に委譲し、社会経験豊富な地元住民(都会で働いていた地元出身者など含む)に特定科目の免許を与えて、学校に地域の力をフル活用する。
- ・ ハローワークの更なる地方移管

その2 体験型インバウンド観光の拡大

新規提案

- ・ 空き家・空室の宿泊利用
 - 空き家・空室の宿泊利用を可能に。現行の特区特例では「六泊七日以上の利用」とされているが、「一泊二日より」に利用条件を緩和する。
- ・ 農業体験・狩猟体験ツアーの拡大 農業や狩猟を体験しつつ民家に宿泊するツアーを拡大。現行制度(農家民宿 は可能)を拡充し、農業体験+一般民家宿泊や、狩猟体験+民家宿泊も可能
- ・ **観光客誘致のための自家車ライドシェアの導入** バスやタクシーが少ない地域での観光客の交通手段として自家用自動車の 活用を可能にする。
- ・外国人就労の拡大 おもてなし・接客分野、クールジャパン分野(美容、

文化関連)、農業分野などで、外国人の就労資格を拡大し、外国人観光客対応をより円滑に。また、外国人と日常的に接する機会を増やすことで、住民の語学力も向上。

既存の国家戦略特区メニュー

- ・ 農家レストランの農用地区域内設置
- ・ 古民家等の活用のための建築基準法の適用除外等
- ・ 農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・ 外国語による観光案内人材の育成

その3 歴史と未来をつなぐ街へ

新規提案

・ 墓地コンセッション

民間事業者が行うコンセッション方式を認めることにより、ICTを活用したアーカイブ整備など、社会のニーズに対応した最先端の墓地に。

既存の国家戦略特区メニュー

- ・ ドローンを活用した配達・災害監視などの実験
- ・ テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- ・ IT 活用による遠隔地間の学校などを結んだ教育手法の導入
- 小型無人機に係る健全な利活用の実現
- ・ 完全自動走行タクシーを見据えた環境整備の推進

■実施予定地域 **定

■規制特例の必要性

- ・ふるさと選挙、若者クオータ 公職選挙法に特例措置を設ける。
- ・教員の特別免許制度の弾力的運用 特別免許状の授与権限を県から市に移譲する。
- ・一泊二日の旅館業法特例

国家戦略特区法施行令第三条の制限を撤廃し一泊二日以上で泊まれるよう に緩和する。

• 猟師民宿体験

「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」に「狩猟に関する体験活動」を認める。

・観光客誘致のための自家車ライドシェアの導入

道路運送法における第5章自家用車使用に関して、タクシー空白地域に おける観光客相手の有償運送の特例措置を認める。

・墓地コンセッション

厚労省「墓地経営・管理の指針等について」における「墓地経営主体は市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」において、コンセッション方式を認める。